クイズで学ぼう! お金のイロイロ (答え)

答えは ③ 保険金は建物の損害の程度に拘わらず、一定である。



知るぽるとキャラクター * (5 矢口イチ(矢口家の愛犬)

地震や噴火、あるいはこれらによる津波の被害は、火災保険では補償されません。そのため、地震に備えるのであれば「地震保険」に加入することになりますが、地震保険は単独では加入することができず、火災保険に付帯する形で加入することになります。

地震保険は、地震により甚大な被害が発生した場合に、住宅や家財に損害を受けた人たちの生活再建を 支援することを目的とした保険です。保険会社とともに政府も保険金の支払い責任を負うことが「地震保険 に関する法律」などの法令で規定されており、万が一、保険会社が破綻したとしても、加入者が受け取る保 険金については保証されます。

地震が原因で建物に損害を受けた場合、まず、建物の主要構造部(屋根・柱・梁・壁・基礎など)の 損害に着目した損害調査が行われます。それによって、「全損」、「大半損」、「小半損」、「一部損」のいずれ かに認定されると、それぞれ、契約金額の100%、60%、30%、5%の保険金が支払われます。

高知県金融広報委員会では、金融・経済、生活設計、生命保険などに関する専門家である「金融広報アドバイザー」を地域やグループ等で開催される各種学習会・講演会へ無料で派遣しています。「家計簿のつけ方を勉強したい」、「最近の金融トラブルについて詳しく話を聞きたい」など、くらしに関係のある金融情報について勉強したいと思われたら、お気軽にお問い合せください。

高知県金融広報委員会事務局(日本銀行高知支店総務課内) TEL : 088-822-0114

● 消費生活センター便り

気づきと見守りが高齢者の消費者トラブルを防ぐ!

「健康」「お金」「孤独」という高齢者の三つの大きな不安をきっかけとしたトラブルや被害が多く見られます。家族や周囲の人が気づかないうちに、健康食品などを次々と購入させられ、被害が拡大するケースも目立ちます。

消費生活センターへは、高齢者本人からだけでなく、家族なども相談することができます。





県内事例①

先日、祖母からお金を貸してほしいと連絡があり、美容院から化粧品などを多数購入させられていたことが発覚した。これ以上販売しないよう申し入れたところ、美容院を窓口にして商品を契約していた業者が対応してくれなかった。どうすればよいか。 (契約当事者:90代 女性)

県内事例②

高齢の母が、SF 商法*で高額な眼鏡をローンで購入していた。購入当時、母は仕事をしていたが、新型コロナウイルスの関係で仕事がなくなったので支払いができなくなったと相談された。契約書は受け取っておらず、眼鏡は未使用のまま保管している。高齢者に高額の商品を売りつけること自体問題ではないか。

(契約当事者:80代 女性)

「気づき」と「見守り」のためのチェックリスト

●居室・居宅の様子

- □不審な契約書や請求書などの書面や、宅配の不在通知などがないか。
- □不審な健康食品やカニなどの海産物がないか。
- □屋根や外壁、電話機周辺などで不審な工事の形跡がみられないか。
- □コンビニなどでプリペイドカードを大量に購入した形跡がないか。
- □通信販売のカタログやダイレクトメールなどが大量にないか。
- □不審な事業者が出入りしている形跡はないか。



締め切った会場に人を集め、 日用品などをただ同然で配って 雰囲気を盛り上げた後、冷静な 判断ができなくなった来場者に 高額な商品を契約させる手口

●高齢者本人の言動や態度など

- □不審な電話のやり取りや、電話□で困っていないか。
- □生活費が不足するほどお金に困っていないか。
- □預貯金通帳などに不審な出金の記録はないか。

消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター 5088-824-0999

住 所

〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソーレ」2階

受付時間

日曜日~ 金曜日 9:00~16:45

休 所 日

土曜日・祝日・12/29 ~ 1/3 ※日曜日も相談を受け付けています

ホームページ

http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/

#